

## かつしか区民大学設置要綱

平成 21 年 7 月 1 日  
21 葛教生第 2 4 6 号  
教 育 長 決 裁

### (趣旨)

第 1 条 「一人ひとりが輝く学びと交流によるひとづくり、まちづくり」の実現のために、学びと交流の楽しさを基盤とした区民の学習の場としてかつしか区民大学（以下「区民大学」という。）を設置する。

### (事業)

第 2 条 区民大学では、前条の目的に基づき、次に掲げる事業を行う。

- (1) 講座及び講習会、講演会、つどい等の事業
- (2) 地域活動やボランティア活動、学習活動等の推進を担う人材育成に関する事業
- (3) その他、目的の達成に必要な事業

### (理事会の設置)

第 3 条 区民大学を運営するために理事会を置く。

2 理事会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 区民大学の基本的な運営方針に関すること。
- (2) 区民大学の基本的な事業計画に関すること。
- (3) 区民大学の事業評価に関すること。
- (4) その他、区民大学の運営に必要な基本的事項に関すること。

### (理事会の構成)

第 4 条 理事会は、理事長及び副理事長のほか、理事 9 人以内をもって構成する。

2 理事は、次に掲げる者から区長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 区民団体の代表
- (3) 区職員
- (4) その他、区長が必要と認める者

3 理事長は区長、副理事長は教育長の職にある者をもって充てる。

4 理事長は、理事会を代表し、会務を掌理する。

5 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を代理する。

6 理事会は、理事長が招集する。

### (理事の任期)

第5条 理事の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、任期途中で理事が交代した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(理事の解嘱)

第6条 理事長は、次の各号のいずれかに掲げる事項に該当するときは、理事を解嘱することができる。

- (1) 理事から辞任の申出があったとき。
  - (2) 第4条第2項の要件を満たさなくなったとき。
  - (3) その他、理事長が適当と認めるとき。
- 2 前項第3号に該当する場合、あらかじめ理事会に諮り解嘱しようとする理事以外の理事から意見を聴くものとする。

(庁内連絡会)

第7条 区民大学に庁内連絡会を置く。

- 2 庁内連絡会は、次に掲げる事項を所掌する。
- (1) 区民大学の講座等の事業の調整に関すること。
  - (2) その他、区民大学の事業の運営に関し必要な事項
- 3 庁内連絡会の会長は、生涯学習課長の職にある者をもって充てることとし、会員は、かつしか区民大学学習単位認定講座を主催する課の所属長が推薦する者とする。
- 4 かつしか区民大学学習単位認定講座を主催する団体は、庁内連絡会の会長の求めに応じて庁内連絡会へ参加することができる。

(区民運営委員会)

第8条 区民大学に区民運営委員会を置く。

- 2 区民運営委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
- (1) 区民大学の区民企画講座等の事業の企画・運営に関すること。
  - (2) その他、区民大学の事業の運営に関し必要な事項
- 3 区民運営委員会の委員は、理事長が区民等の中から委嘱する。
- 4 理事長は、次の各号のいずれかに掲げる事項に該当するときは、区民運営委員会の委員を解嘱することができる。
- (1) 区民運営委員会の委員より辞任の申出があったとき。
  - (2) その他、理事長が適当と認めるとき。
- 5 区民運営委員会の委員の構成や運営、任期等に関することは、教育次長が別に定める。

(事務局)

第9条 区民大学の事務局は、教育委員会事務局生涯学習課に置く。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育次長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年10月17日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年11月24日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年12月25日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年7月6日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年6月3日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年3月8日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。